

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年10月14日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年10月14日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨシヅヤ笠松店

羽島郡笠松町如月町18　外

2 意見の概要

笠松町長の意見

- ・交通安全について
- ・騒音の発生について
- ・廃棄物等について
- ・街並みづくりについて